

各医療機関の長 様
郡市医師会会長 様

北海道●●保健所長
(●●総合振興局保健環境部保健福祉室長)

劇症型溶血性レンサ球菌感染症の検体の提供について（依頼）

日頃より感染症予防行政の推進に御協力いただき、御礼申し上げます。

さて、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、「感染症法」という。）では、溶血性レンサ球菌 *Streptococcus pyogenes* によって引き起こされる疾病として、劇症型溶血性レンサ球菌感染症（五類感染症：全数把握）とA群溶血性レンサ球菌咽頭炎（五類感染症：小児科定点把握）の2疾病を定義しています。

劇症型溶血性レンサ球菌感染症の発生は本年第42週現在、全国で167件に達し、過去最多となっており、道内においても6名の患者が確認されています。本疾病は、非常に急激かつ劇的に症状が進行し、致死率は少なくとも30%と極めて高い重篤な疾病であることから、医療機関における診断・治療には細心の注意が必要です。また、本疾病の発生機序は未だ明らかになっておらず、現在、国立感染症研究所及び地方衛生研究所からなる溶血性レンサ球菌レファレンスセンターが、重症化の危険因子（基礎疾患等の宿主要因、分離菌の病原因子）や薬剤感受性等の解析を行っております。

道では、小児科病原体定点医療機関に対し、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎の検体（咽頭拭い液）の提供をお願いしているところですが、今後はそれに加え、全ての医療機関に対し劇症型溶血性レンサ球菌感染症の検体（菌株または血液・壊死軟部組織など）の提供をお願いすることといたしました。

つきましては、今後、「劇症型溶血性レンサ球菌感染症」の患者を診断された際には、感染症法に基づく届出のほか、患者（保護者または遺族を含む）の承諾が得られ、提供可能な検体（菌株または血液・壊死軟部組織）がある場合には、御協力のほどよろしく申し上げます。なお、検体を提供していただく際には、別添の検査票に必要事項を記載いただくよう重ねてお願いいたします。

提供いただいた検体や情報は、道立衛生研究所または溶血性レンサ球菌レファレンスセンターにおいて、重症化の危険因子や病原因子の解析や薬剤感受性試験等を行い、本疾病の発生機序の解明及び発生動向の調査に活用させていただきます。

なお、劇症型溶血性レンサ球菌感染症について参考資料を添付しますので、本疾病の病態を念頭に置かれ、診断・治療にあたっていただくようお願いいたします。

（添付資料）

- 1 検査票
- 2 劇症型溶血性レンサ球菌感染症について

子ども・健康推進課保健予防係

TEL ●●●●●-●●-●●●●●

FAX ●●●●●-●●-●●●●●